

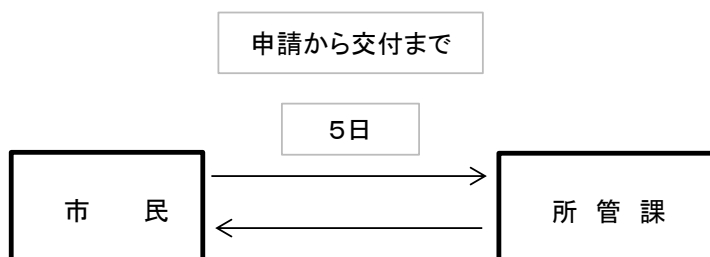
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	高圧ガス容器検査	
処 分 の 概 要	申請に基づき容器検査を実施する。	
根 拠 法 令 名	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第44条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判断基準	<p>法第44条第1項に該当する者の申請で、同条第4項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 高圧ガス保安法 第44条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定容器検査機関」という。)が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものととして次条第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。 一 第49条の5第1項の登録を受けた容器製造業者(以下「登録容器製造業者」という。)が製造した容器(経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示がされているもの 二 第49条の31第1項の登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者(以下「外国登録容器製造業者」という。)が製造した容器(前号の経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、第49条の33第2項において準用する第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示がされているもの 三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する容器 四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるもの 4 第1項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。</p> 容器保安規則 第7条 容器検査における容器の規格 第72条 鉄道車両に固定する容器等の規格 国際相互承認に係る容器保安規則 第5条 容器の規格 冷凍保安規則 第31条の3 輸入高圧ガスに係る技術上の基準 第69条 危険のおそれのない場合等の特則	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。